

新居浜・西条・四国中央 合同企業説明会開催事業運営業務  
企画提案実施要領

東予ものづくり三市連携推進協議会

# 新居浜・西条・四国中央 合同企業説明会開催事業運営業務 企画提案実施要領

## 1 目的

本実施要領は、県内におけるものづくり産業の拠点とも言える、新居浜市・西条市・四国中央市の東予三市の連携により、幅広いPRとともに、将来にわたり企業経営を担っていく若者等人材を確保し、ものづくり産業及び地域経済の今後益々の発展に寄与することを目的とする新居浜・西条・四国中央 合同企業説明会において、運営管理、会場設営、PR等の業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定することについて、必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

新居浜・西条・四国中央 合同企業説明会開催事業運営業務

### (2) 業務内容

業務の目的、仕様等については、別添「新居浜・西条・四国中央 合同企業説明会開催事業運営業務仕様書」のとおりとする。

### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで

### (4) 提案上限額

一金 7,620,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 3 選定方式

第1次審査として事務局にて参加資格要件を審査後、第2次審査として企画提案書等の書類提出を求め、新居浜・西条・四国中央 合同企業説明会開催事業運営業務受託者選定委員会（以下「委員会」という。）において、プレゼンテーション・ヒアリング審査を実施し、提案内容を評価する公募型プロポーザル方式によって優先交渉権者を選定する。

## 4 事務局

東予ものづくり三市連携推進協議会（以下「協議会」という。）

（産業部会 四国中央市 産業創生部 紙国再興課 内）

住 所 〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号

電 話 番 号 0896-28-6186

F A X 番 号 0896-28-6242

電子メールアドレス ssk@city.shikokuchuo.ehime.jp

## 5 参加資格要件

本企画提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 愛媛県内に本店、支店又は営業所その他事業所を有する者であること。

- (2) 新居浜市、西条市、四国中央市及び愛媛県のいずれかに入札参加資格を有するものであること。
- (3) 新居浜市、西条市、四国中央市及び愛媛県から入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）-第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 直近5年間で、国又は地方公共団体において合同企業説明会開催事業運營業務又はこれに類する事業運營業務を元請として受注し、完了した実績があること。

## 6 選定スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

内 容	時 期
公募開始	令和8年5月22日（金）
質問書の提出期限	令和8年6月1日（月）17時必着
参加表明書等（第1次審査）の提出期限	令和8年6月1日（月）17時必着
質問回答日	令和8年6月5日（金）予定
企画提案書等（第2次審査）の提出期限	令和8年6月17日（水）17時必着
第2次審査（プレゼンテーション）の実施日	令和8年6月23日（火）予定
第2次審査結果通知日	令和8年6月下旬 予定
契約締結日	令和8年7月上旬 予定

## 7 質問の受付及び回答

本プロポーザルの実施要領及び仕様書等の内容に関する質疑については、次に掲げる方法で行うこと。

- (1) 提出書類  
質問書（No.4 様式集 様式1）によること。
- (2) 提出方法  
電子メールにて送信すること。
- (3) 受付期限  
令和8年6月1日（月）17時まで（必着）
- (4) 提出先  
Eメール：ssk@city.shikokuchuo.ehime.jp

#### (5) 質問への回答方法

質問に対する回答は応募者全員に電子メールで回答する（令和8年6月5日（金）予定）。なお、質問又は回答の内容が質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者のみに回答する。ただし、書類の具体的な記載内容及び審査内容に関する問い合わせについては、受け付けしない。

### 8 参加表明書等（第1次審査）の書類提出

#### (1) 提出期限

令和8年6月1日（月）17時必着（提出が遅れた場合は参加を認めない。）

#### (2) 提出先

「4 事務局」まで

#### (3) 提出方法

持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。

以下(4)の提出書類を一つの封筒に入れて提出すること。

なお、封筒の宛名面には、「新居浜・西条・四国中央 合同企業説明会開催事業運営業務参加表明書」と記載すること。

#### (4) 提出書類

以下の様式等については、別添様式を利用すること。なお、様式については市公式ホームページに掲載するので、各提案者はダウンロードし、必要事項を記入して提出すること。

- ① 参加表明書 (No.4 様式集 様式3) 1部
- ② 会社概要 (No.4 様式集 様式4) 1部
- ③ 資格事項確認書 (No.4 様式集 様式5) 1部
- ④ 業務実績調書 (No.4 様式集 様式6) 1部
- ⑤ 業務実施体制書 (No.4 様式集 様式7) 1部
- ⑥ 業務実施責任者・実務担当者一覧表 (No.4 様式集 様式8) 1部
- ⑦ 協力会社概要書 (No.4 様式集 様式9) 1部

※ 様式6については、参加表明者の業務実績のみを記載すること。ただし、企業合併等において、合併前から継続している業務については記載して構わない。

※ 様式9については、本業務遂行のため、社外の協力を求める場合のみ作成すること。

### 9 第1次審査の実施・通知

(1) 参加表明に関する提出書類の内容について、事務局による書類審査を実施し、参加資格要件等を審査する。

(2) 審査結果は、参加表明者に対して、参加表明書に記載されたメールアドレス宛に審査結果通知書を電子メールにて送信する。また、審査合格者には下記の事項を併せて通知する。

① 企画提案書で使用する提案者記号（例：A社、B社、C社、…等）については、事務局が決定する。

② 第2次審査の日時、会場等

## 10 企画提案書等（第2次審査）の書類提出

### (1) 企画提案書・価格提案書の提出期限

令和8年6月17日（水） 17時必着（提出が遅れた場合は参加を認めない。）

### (2) 提出先

「4 事務局」まで

### (3) 提出方法

持参、書留郵便又は信書便により提出すること。

※ 価格提案書は封入封緘すること。封入封緘方法は、様式集を参照のこと。

### (4) 提出書類及び提出部数

① 企画提案書（任意様式）：紙媒体・・・15部、電子媒体（CD-R又はDVD-R）・・・1枚

※ 別添「No.3 企画提案書作成要領」に基づき作成すること。なお、提案書の各書類には、提案者の氏名等を表記せず、本協議会が指定する標記（例：A社、B社、C社、…等）を使用すること。また、電子媒体（CD-R又はDVD-R）も併せて提出すること。

② 企画提案誓約書（No.4 様式集 様式10）：1部

③ 価格提案書（No.4 様式集 様式11）※ 代表者印を押印したもの：1部

ア 価格提案書には、会社名、代表者役職、代表者名を記載のうえ、代表者印を押印すること。

イ 提案金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

ウ 価格提案書には、提案価格の根拠となる見積内訳書を添付すること。様式は任意とするが、仕様書に記載の業務の内容に応じて記載すること。

エ 価格提案書は、「No.4 様式集 別紙」のとおり封入及び封緘すること。

## 11 第2次審査（プレゼンテーション等）の実施

### (1) 開催日時

令和8年6月23日（火） 予定

※ 開始時間及び会場等詳細は、別途電子メールにより連絡する。

### (2) 基本的な考え方

① 受託者の選定については、「No.3 企画提案書作成要領 別紙 評価基準表」①から⑦までの各項目において評価することとする。なお、参加表明書の提出が1者のみであっても審査を行い、事務局が求める目的に添ったものであると判断した場合には、その者を優先交渉権者とする。

② 提出書類等は、本業務を受託する者を選定するための資料であり、そこに盛り込まれた内容全てが実際の契約条件になるとは限らない。本業務を進めるにあたり、協議会と優先交渉権者との協議により提案の内容を変更することがある。ただし、公平性の観点から、価格評価を行った場合においては、原則、契約時点で提案価格を増額することはできないものとする。

③ 協議会は、委員会において選定された優先交渉権者と業務委託契約の締結交渉を行う。なお、優先交渉権者と協議が整わなかった場合、次点交渉権者と業務委託契約の締結交渉を行い、交渉が成立した者を受託者とする。

### (3) 実施方法

企画提案書に基づき、提案者のプレゼンテーションを受け、選定委員が審査を行うものとする。審査は、提案者名を公表せず、以下のとおり行うことを予定している。

- ① プレゼンテーションは、1者ごとの呼び込み方式とし、持ち時間は30分程度とする。(1者につき説明20分以内、質疑10分程度)
- ② 提出した企画提案書に沿ってプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料配布などは認めない。ただし、パソコン・プロジェクターによるプレゼンテーションは許可する。この場合、パソコンは提案者が用意し、プロジェクター、スクリーンコード類(HDMI to HDMIのみ)は事務局が用意するものとする。
- ③ 提案者の出席者は3名以内とする。ただし、本業務に携わる者を最低1名含めること。
- ④ 実施の順番は、協議会における責任抽選により決定するものとする。(抽選結果については、企画提案書の書類提出期限以降に電子メールにて通知する。)
- ⑤ 開始時間、会場等詳細は、別途連絡する。

### (4) 選定基準

受託者の決定にあたっては、「No.3 企画提案書作成要領 別紙 評価基準表」の合計点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。また、次点交渉権者も併せて選定する。同点の者があった場合は、「企画提案書評価」の点数が高い者を上位とし、それでも選定できないときは、委員会の協議により決定する。

#### ① 企画提案書評価点 (90点)

企画提案書等の審査は、二次審査の内容を踏まえた上で、「No.3 企画提案書作成要領 別紙 評価基準表」を基に企画提案書評価点を採点する。

企画提案書評価点 = 各選定委員の評価点の合計 ÷ 選定委員数

※ 小数点以下、切り捨てとする。

#### ② 価格評価点 (10点)

価格評価点は、提出があった提案価格のうち最低価格を基準価格とし、次に示す計算式に基づき算出するものとする。

価格評価点 = (基準価格 ÷ 自社提案価格) × 10点

※ 小数点以下、切り捨てとする。

## 12 第2次審査結果の通知

### (1) 通知日

令和8年6月下旬予定

### (2) 通知方法

優先交渉権者及び次点交渉権者にのみ文書にて通知する。

## 13 業務委託契約

### (1) 契約形態

優先交渉権者と交渉が成立した場合に、業務委託契約を締結することとする。

### (2) 契約方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とする。

(3) 契約金額

提案上限額以内で、原則、価格提案書により提案があった金額とする。

(4) 契約保証金

四国中央市契約規則（平成16年規則第50号）第43条の規定により、契約金額の100分の10に相当する額以上を契約保証金として納付すること。ただし、同規則第45条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除する。

(5) その他

交渉権者の決定後、契約の締結までの間において、交渉権者が「5 参加資格要件」で定める要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該業務契約を締結しないことがある。

14 企画提案者の失格要件

- (1) 本要領等に示した参加に必要な資格を有しない者が行った提案
- (2) 参加表明者以外の者が行った提案
- (3) 提出書類に虚偽の記載を行った場合
- (4) 提出書類の作成要領及び提出方法、提出期限等に適合しない場合
- (5) 価格提案書記載の提案価格が提案上限額を超える場合
- (6) 他社の提出図書を盗用した疑いがあると委員会が認めた場合
- (7) 複数の企画提案書を提出した場合
- (8) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (9) その他、委員会が不適格と認めた場合

15 その他の留意事項

- (1) 本企画提案等に要する費用は全て企画提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (2) 提出書類の様式については、別添「様式集」のとおりとする。
- (3) 受付期間終了後の企画提案書等の修正及び変更は基本的に認めない。ただし、誤字・脱字などの軽微な修正についてはこの限りではない。
- (4) 企画提案書等の提出された書類に関して事務局より電話での問合せ、追加資料等の提出を求められた場合は、速やかに回答すること。
- (5) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (6) 参加表明書提出後、やむなく辞退を希望する場合は速やかに参加辞退届（様式12）を提出すること。
- (7) 価格提案書の開封は、本業務に関係のない職員立会いのもと、事務局において行うものとする。